家庭児童相談員（会計年度任用職員）募集要項

本庄市役所では、家庭児童相談員（会計年度任用職員）を以下のとおり募集します。

1　勤務条件等

募集職種	家庭児童相談員
職務内容	家庭児童の福祉に関する業務（面接相談、訪問、記録、会議）
募集人数	１名
勤務場所	こども家庭センター （所在地：本庄市本庄３丁目５番３号　本庄市役所２階）
受験資格	資格：パソコンの基本操作(Word 等)ができる方 普通自動車運転免許を保有し、乗用車の運転ができる方 以下のいずれかの資格を有する方 （１）学校教育法(昭和２２年法律第２６号)に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 （２）社会福祉主事として２年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者 （３）前２号に準ずる者であって、相談員として必要な学識経験を有する者 なお、地方公務員法第１６条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。 （１）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （２）本庄市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 （３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
勤務時間	午前９時から午後４時まで（休憩６０分） 週４日勤務（土・日・祝日・年末年始を除く所属長が指定する日に勤務） 所定労働時間を超える労働　有 ※勤務日は御相談ください。
任用期間	令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで ※採用日により、任用開始日が４月１日以降となる場合があります。
給与	○初任給 大学卒　月額　120,200 円～ 短大卒　月額　111,900 円～ 高校卒　月額　105,200 円～ ※本庄市役所での職歴に応じ、初任給月額が加算される場合があります。 ※給与支給日は翌月２１日です。（毎月末日締切。口座振替の方法による。）

	○手当 　支給要件に該当する場合は、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、病気休暇、忌引等 ※休暇の種類により、付与条件や有給・無給があります。
加入保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、災害補償

２　申込手続等

受付期間	令和６年３月４日（月）から採用者が決まるまで（土・日・祝日を除く。）
申込方法	本庄市会計年度任用職員選考申込書（兼履歴書）に必要事項を記入及び写真を貼付し、有資格者は資格を証する書類の写しを添付の上、以下へ持参又は郵送してください。なお、申込み時又は面接時に普通自動車運転免許証の確認をさせていただきますので、原本を持参してください。 〒３６７－８５０１ 本庄市本庄３丁目５番３号 本庄市役所　子育て支援課子育て支援係（市役所２階） 受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分（土・日・祝日を除く。） ※提出した書類は一切返却しません。 ※申込書は、子育て支援課で配布又は市ホームページからダウンロードできます。
選考期間	令和６年３月４日（月）から採用者が決まるまで（土・日・祝日を除く。）
選考方法	面接（面接日時は、後日お知らせします。）
結果通知発送日	面接終了後１０日以内（土・日・祝日を除く。）
その他	○応募の秘密については厳守します。 ○以下の事項に該当する場合は、合格を取り消すことがあります。 ・提出した書類に虚偽があった場合 ・心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えないことが明らかになった場合 ・資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合 ・受験資格を満たしていないことが明らかになった場合 ・その他、任命権者が不適当と認めた場合 ○一般職非常勤の公務員として、地方公務員法に定める服務規定が適用されます。 ○任用から１か月間は条件付採用期間となります。 ○申込書において待機者名簿（※）への登録を希望した方で、今回の選考の結果、採用に至らなかった場合は、待機者名簿へ登録します。なお、名簿の登録期限は令和７年３月３１日です。 ※登録者には、同じ職種の欠員の状況に応じて、会計年度任用職員を募集する部署の担当者から連絡し、再度選考を実施します。なお、登録をしても必ず就労できるとは限りません。

３　問合せ先

○職務内容及び勤務条件に関すること

本庄市保健部子育て支援課子育て支援係　電話：０４９５－２５－１１４３

〇会計年度任用職員制度に関すること（給与、休暇及び健康保険に限る）

本庄市総務部行政管理課人事給与係　電話：０４９５－２５－１１６０